

八王子市告示第 184 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第 3 項において準用する法第 6 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 6 年 6 月 7 日

八王子市長 初 宿 和 夫

記

1 形質変更時要届出区域

別図のとおり

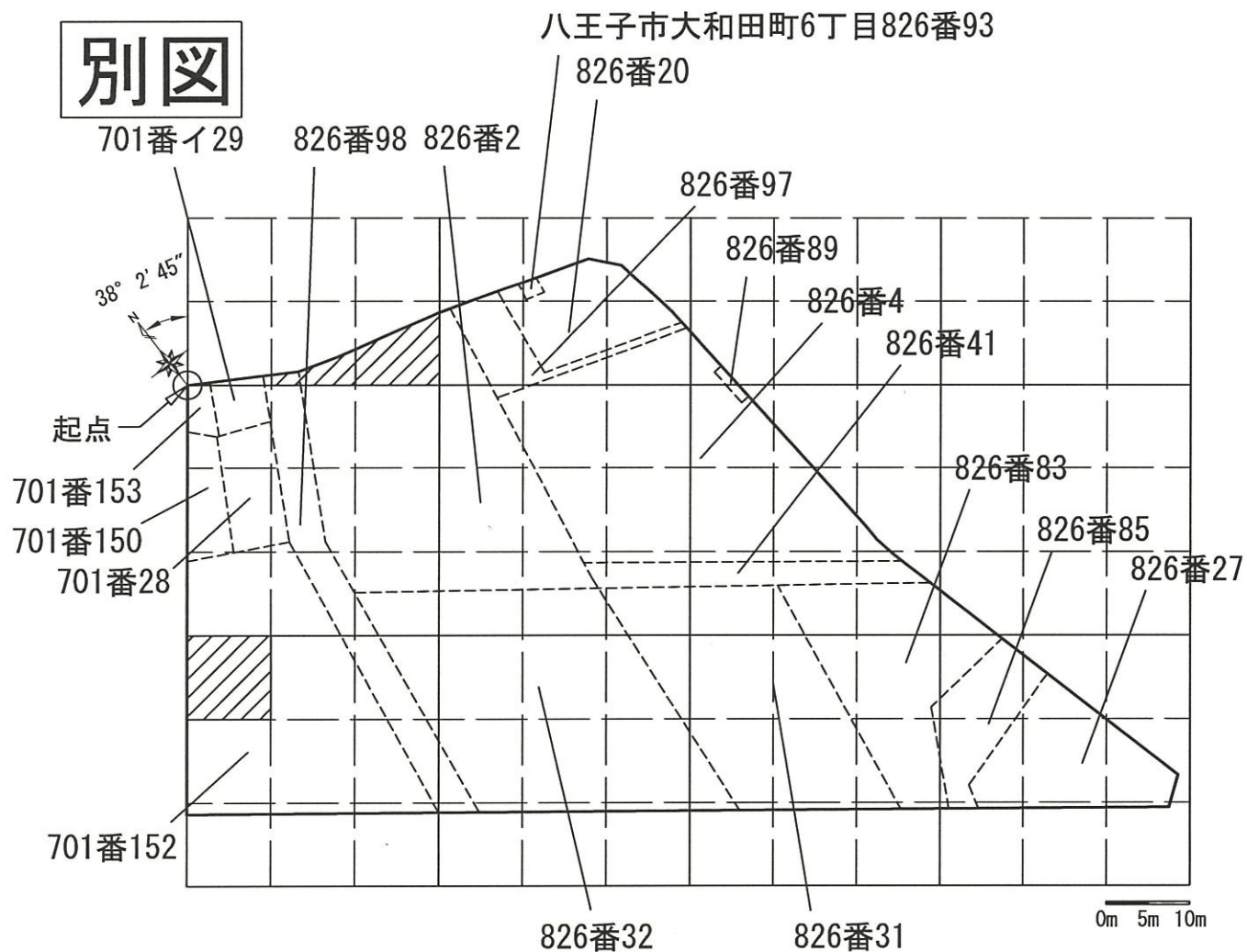
（八王子市大和田町 6 丁目 701 番 152、826 番 2、826 番 98 の各一部）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 2 項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

＜問合せ先＞
環境部環境保全課

別図



【凡例】

- 単位区画
- - - 筆境界
- 調査対象地
- ▨ 基準不適合区画

【起点】

起点は、八王子市大和田町6丁目701番153の最北端とする。

【格子の回転角度(38度2分45秒)】

起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を支点に右方向に回転させた角度を示す。

八王子市告示第 2 1 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、令和 6 年 6 月 7 日付八王子市告示第 184 号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第 3 項において準用する第 6 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 7 年 1 月 2 4 日

八王子市長 初 宿 和 夫

記

1 指定を解除する区域

別図のとおり（八王子市大和田町 6 丁目 701 番 152、826 番 2、826 番 98 の各一部）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 2 項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

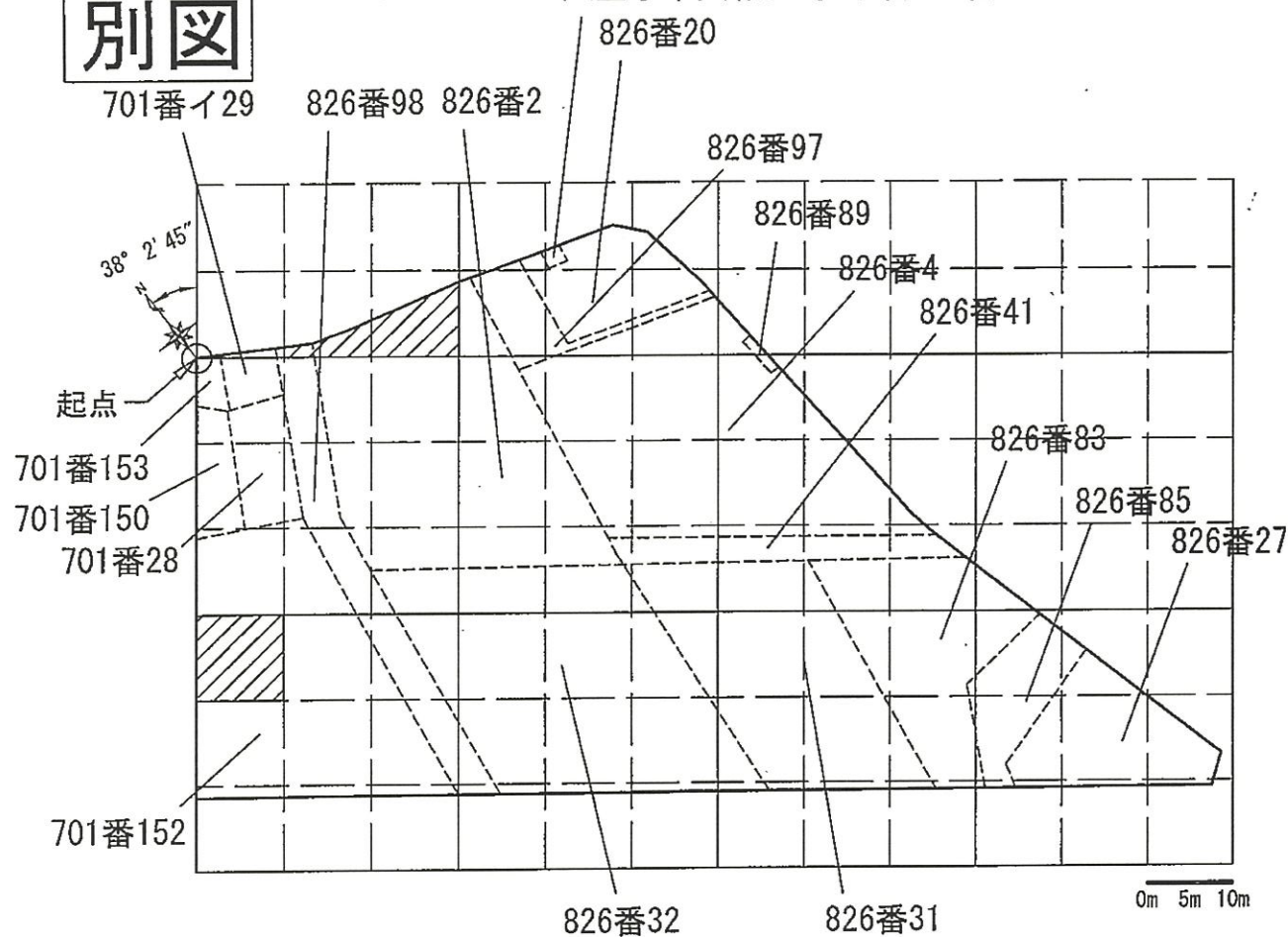
3 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去

＜問合せ先＞
環境部環境保全課

別図

八王子市大和田町6丁目826番93



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 調査対象地
-  指定を解除する区域

【起点】

起点は、八王子市大和田町6丁目701番153の最北端とする。

【格子の回転角度(38度2分45秒)】

起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を支点に右方向に回転させた角度を示す。